

KUMAMOTO GAKUEN UNIVERSITY
熊本学園大学

行政不服審査請求から 水俣病認定制度を再考する

熊本学園大学水俣学研究センター
研究助手
井上ゆかり


クマガク

- ・水俣病の「認定」とは何？
→ 医師が診断しても水俣病とならない
- ・「行政不服審査請求」とは何でしょうか
→ 「今」行政不服されている方を紹介

1

水俣病認定申請はいつから始まったか

1969 (昭和44) 年12月施行
公害に係わる健康被害の救済に関する
特別措置法 (旧法「救済法」)

「被害者が原因者から損害賠償を受けるまでの応急的な行政上の特別措置であり、社会補償的性格をもつ」
(熊本県水俣病相談事務所「水俣病問答集」平成7年pp.5-6)

給付内容：
医療費 (自己負担分)、医療手当、介護手当

1974 (昭和49) 年9月施行
公害健康被害の補償等に関する法律
(新法「公健法」)

「民事責任を踏まえ、公害による損害を補償するという性格」
(熊本県水俣病相談事務所「水俣病問答集」平成7年pp.5-6)

給付内容：
①補償給付…医療費、障害補償費、遺族補償費、遺族補償一時金、児童補償手当、療養手当、葬祭料
②保健福祉事業…リハビリテーション、転地療養、療養用具の支給など

2

一次訴訟判決：1972（昭和47）年10月



写真：1972年10月「船橋」熊本日日新聞「報道写真集 水俣病50年」2006年、p92。

判決では、チッソが工場排水に対する注意義務を怠ったとして原告患者に損害賠償を命じ、**見舞金契約は公序良俗違反として無効**とした。

見舞金契約では「将来、原因がチッソの排水と分かっても新たな補償要求はしない」とされていた。

出典：熊本日日新聞「報道写真集 水俣病50年」2006年、pp.91、3

齊藤次郎裁判長（写真中央）は記者団の質問に答えて次のコメントを発表。

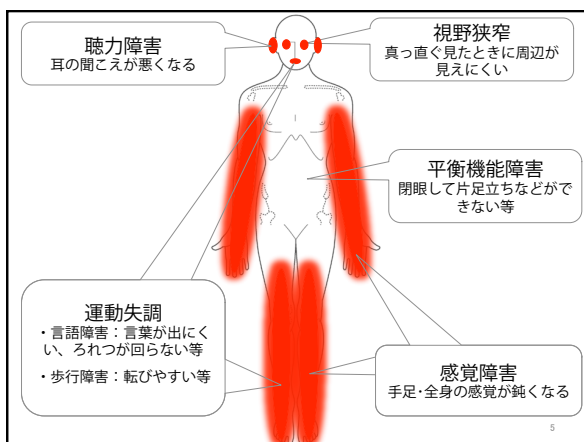
「（公害問題が裁判所で解決されている現状をどう思うかという問いには）現状はともかく、裁判は当該紛争の解決だけを目的とするもので、そこには自ずから限界があるから、裁判に多くを期待するのは誤りである。
企業側とこれを指導監督すべき立場の政治、行政の担当者による誠意のある努力なしに根本的な公害問題解決はありえない。」

現在、水俣病認定申請を行っている方

（単位：件）

	熊本県		鹿児島県	新潟県
データ	2014年10月	2015年9月	2015年8月	2015年8月
申請件数	20614	不明	延4865	2548
取り下げ等件数	6680	不明	不明	327
認定件数	1753	不明	492	704
棄却件数	11451	不明	延3701	1382
未処分件数	730	1173	672（保留2）	135
出典	県ホームページ	熊日新聞 2015年9月8日	県ホームページ	県ホームページ

4



公健法が定める水俣病の認定基準

成人の場合（52年判断）

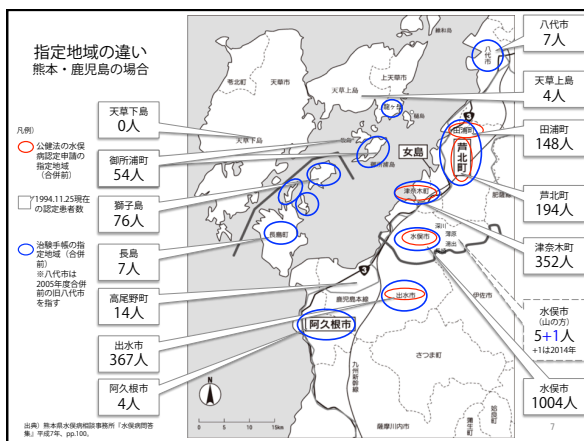
- 疫学条件
 - ア. 汚染当時の毛髪、臍帯などの濃度
 - イ. 魚貝類の摂取状況
 - ウ. 居住歴、家族歴、職業歴
 - エ. 発病の時期、経過
- 臨床症候
 - ア. 運動失調
 - イ. 運動失調疑い+平衡機能障害または両視野狭窄
 - ウ. 視野狭窄+聴力障害など
 - エ. 運動失調疑い+その他の症候の組み合わせがあることから有機水銀の影響と判断できるもの

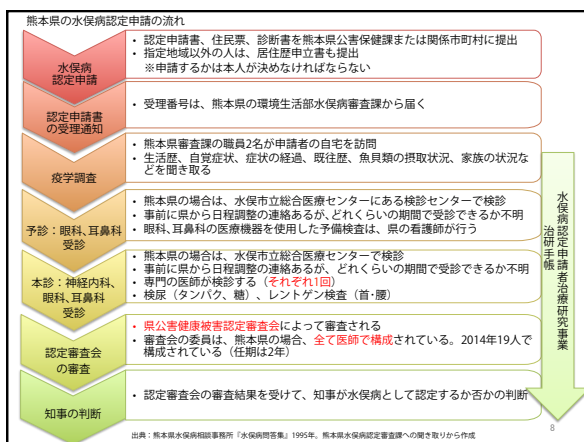
症候が他疾患の症候でもあり、また水俣病にみられる症候の組み合わせとも一致する場合は、個々の事情について曝露状況を慎重に検討のうえ判断すべき

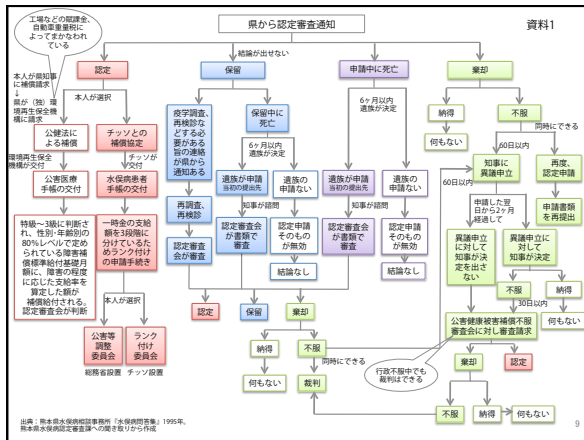
小児の場合

- 疫学条件
 - ア. 汚染時期に汚染地域に居住し、母の妊娠中の毛髪水銀50ppm超、母が水俣病に罹患している
 - イ. 臍帯メチル水銀1ppm超など当該児に濃厚な汚染があったと認められる
- 臨床症候
 - 他に原因を求めがたい脳障害あり、ア. 知能障害、運動障害を前景とする種々の程度の神経障害がある
 - イ. 後天性水俣病の症候の組み合わせある。ただし、**感覚障害は認められないことがあり得る。**

出典：日本中毒と連合公害対策委員会「水俣病がえりえり水俣病実地調査報告書」1983年





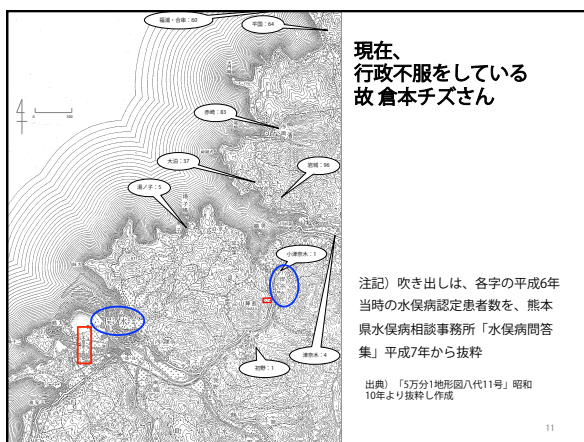


公害健康被害補償不服審査会

- 1973（昭和48）年10月に設置
- 委員は6人
- 委員の任命は、衆参両院の同意を得て**環境大臣が任命**
- どんなことを取り扱うか
 - 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく**都道府県知事等の認定又は補償給付の支給に関する処分**
 - 石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく独立行政法人環境再生保全機構の認定または救済給付の支給に関する処分
- この審査会の**裁決**は、行政不服審査法によって**関係省庁を拘束する**

出典：環境省ホームページ<http://www.env.go.jp/press/100759.html>

10



現在行われている方の行政不服までの経過1 故 倉本チズさん

- ・ 1917 (大正6) 年：現水俣市小津奈木に生まれ育つ
若い頃から入退院を繰り返す
- ・ 2004 (平成16) 年 7月22日：水俣病認定申請 (熊本県提出)
↓ 公的検診受けれずに亡くなる
- ・ 2004 (平成16) 年 7月24日：死亡
→ 熊大で水俣病認定申請に係わる解剖
生活歴、自覚症状、
症状の経過、**既往**
歴、魚貝類の摂取
状況、家族の状況
などを聞き取る
- ・ 2004 (平成16) 年 9月17日：熊本県、疫学調査
↓ この間、病院調査行われず
- ・ 2006 (平成18) 年 7月：熊本県、熊大から剖検記録・標本を受理

現在行われている方の行政不服までの経過2

- ・ 2004 (平成16) 年 7月22日：水俣病認定申請 (熊本県提出)
↓ 3年経過し結果が届く
- ・ 2007 (平成19) 年 8月：**棄却**処分通知 (熊本県)
有機水銀に対する曝
露歴は認められる
しかし
特徴的病変ない
- ・ 2007 (平成19) 年 9月：長女が異議申立書提出
- ・ 2009 (平成21) 年 4月：異議申立**棄却**通知 (熊本県)
①審理：公害健康被害補
償不服審査会
②処分側：熊本県
③請求側：長女・代理人
- ・ 2014 (平成26) 年 10月：第1回口頭審理
- ・ 2015 (平成27) 年 9月：第2回口頭審理

水俣病関西訴訟最高裁判決

水俣病 国、県に責任



出典：2004年10月16日「熊本日日新聞」朝刊、1面

かつて不知火海周辺地域に居住し、後に関西地方に移り住んだ水俣病患者59名（及びその遺族）によるチッソ株式会社と国・熊本県を相手にした損害賠償請求訴訟

【被告の主張】

1. 原因物質が不明だった
2. 定量分析技術の問題など実務的に対応できなかった
3. 当時の時代背景から規制できなかった

【判決骨子】

1. 水俣病の発生・拡大防止について国と熊本県の法的責任を認める
2. 52年判断条件が採用されず、**疫学条件 + 感覚障害があれば認める**、とされた

提訴から最高裁判決まで22年を要した

溝口訴訟最高裁判決
2013年4月

水俣病 最高裁が初認定



救済の幅を広げる
溝口さん勝訴確定

【この裁判での熊本県の主張】

1. 「他の疾病と鑑別診断することができる病像を有する疾病」
2. 「水俣病にかかっていると医学的に診断できるか否か」

【判決骨子】

1. 水俣病認定にあたり、個々の申請者の「症状等についての医学的判断」のみならず「**曝露歴や生活歴および疫学的知見や調査結果等**」を十分考慮し、**総合的、多角的見地**からの検討が必要
2. 感覚障害だけの水俣病が存在しないという科学的な実証はない
3. 複数の症状の組み合わせがない患者も認定される余地はある

出典：2013年4月17日「朝日新聞」朝刊、1面

下田良雄さん



知事職権で水俣病認定
申請から14年経つ

・熊本県知事によって棄却
→行政不服審査請求
→熊本県の弁明書
「原処分には違法又は不当なところはなく、本件審査請求には理由が認められないので**棄却**されるべきである」

・2013年10月25日
公害健康被害補償不服審査会は、熊本県知事の判断を覆し、**2013年4月の最高裁判決を踏襲して水俣病と認定することが相当という判決書**を出した。

・2013年11月1日
熊本県知事が下田さん宅に行き、認定書を渡した。

**認定申請から14年も経過
水俣市湯出での認定は初**

出典：2013年11月2日「熊本日日新聞」朝刊、1面

「認定棄却処分は不当」
水俣市の女性側 不服審で訴え

水俣病の認定申請を受け、09年に不服審に熊本県に棄却された水俣市の女性（仮称）の「女性側は「自宅から海まで500メートル以内、日常的に魚を食べていた。近隣地区に公害健康被害補償不服審査会は3日、熊本市で口頭審理を開き、女性側は「十分な資料で県が判断した」と処分不当を訴えた。審理は同日結審した。

女性は水俣市の生まれ、2004年7月、公害健康被害補償法に基づき認定を申請。公的検査を受け、同年、87歳で亡くなった。07年の棄却処分した」と訴えた。

県側は女性の遺族の求めに応じて解剖した女性の脳皮質の写真を示し、「水俣病による神経細胞の脱失な容体は認められ、水俣病研究に携わった神経病理の専門家らも聞いて判断した」と主張。『解剖記録で主で、カルテは必要だったと述べた。』（鎌倉通信）

出典：2015年9月4日「熊本日日新聞」朝刊、28面

1977（昭和52）年、環境庁企画調整局環境保健部長が各関係都道府県知事宛てに出した「後天性水俣病の判断条件について（通知）」：資料2

4. 認定申請後、審査に必要な検診が未了のうち死亡し、剖検も実施されなかった場合などは、水俣病であるか否かの判断が困難であるが、それらの場合も曝露状況、既往歴、現疾患の経過及びその他の臨床医学的知見についての資料を広く集めることとし、総合的な判断を行うこと。

出典：衆議院調査局環境調査室『水俣病問題の概要』2015年6月、pp.116-117。

18

溝口訴訟

水俣病 最高裁が初認定



救済の幅広げる
溝口さん勝訴確定

出典：2013年4月17日「朝日新聞」朝刊、1面

母の認定申請から40年が経過

故 溝口チエさん

- ・1974年、水俣病認定申請
- ・1977年、チエさん亡くなる（公的検診途中）
※検診途中で亡くなった場合、生前に受診していた病院調査をしなければならない
→県は、死亡後17年後に病院調査をしていた
- ・1995年、熊本県は、曝露歴は認めながら「公的資料がない」という理由で溝口チエさんの水俣病認定申請を棄却。申請から21年も経過しての通知だった。
- ・申請から処分までの期間、次男の秋生さんは、母の命日に熊本県に電話で問い合わせていた。県は「検討中です」と毎年回答。

2001年10月、行政不服審査請求も棄却
2001年12月、熊本県に対し棄却処分取消訴訟
2005年10月、水俣病と認めるよう義務付訴訟
2008年 1月、一審で敗訴→控訴
2012年 2月、福岡高裁で勝訴

19

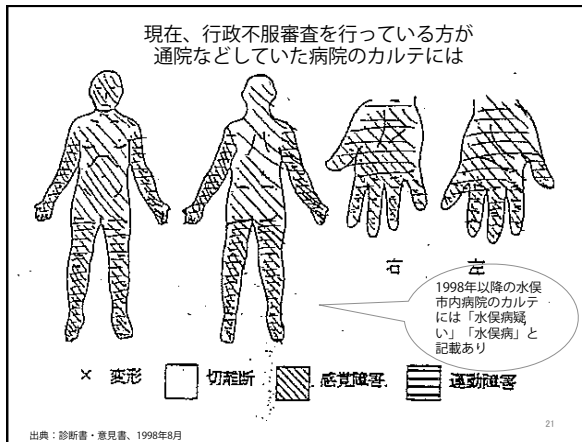
資料3のp 202：2014（平成26）年
環境省総合環境政策局環境保健部長

(2) 未検診死亡者に係る臨床医学的知見についての資料の確認のあり方

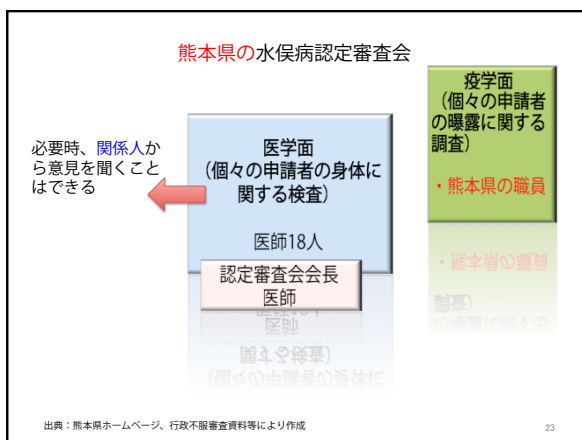
認定申請後、審査に必要な検診が未了のまま申請者が死亡し、かつ剖検も実施されなかった場合には、52年判断条件にあるとおり「ばく露状況、既往歴、現疾患の経過及びその他の臨床医学的知見についての資料を広く集め」、総合的な検討を行う必要がある。

この場合、臨床医学的知見についての資料については、申請者に提出された診断書を作成した医師が所属する医療機関その他の申請者の受診歴のある医療機関から診療録等の資料の提供を受けて、それらの資料が、申請者が水俣病である蓋然性が高いかどうかの判断に資するものかどうかを以下の観点から確認し、それらを基に、より慎重に総合的検討を行うこと。

20







[illegible]

水俣病特措法

年齢対象外 (1969年12月以降に生まれた人) の4人

熊本4人 鹿児島2人

年
齢
対
象
外
も
救
済

出典：2014年8月30日「熊本県日新聞」朝刊

対象者

1. 1969年11月末までに生まれ
2. 水俣病患者多発した地域として熊本県が定めた地域に1年以上居住など定められていた

臍の緒のメチル水銀濃度1ppm以上だった。

→本来、胎児性水俣病となっていいる人→臍帯があったから、被害者手帳の対象となった。なかったら？

→水俣病認定申請の説明もしたが水俣病特措法による被害者手帳でいいと本人が選択された。(2014年9月熊本県への聞き取り)

2015年9月3日、熊本県知事記者会見

→「特措法による救済は、紛争解決のための政治的な救済策であり、公健法の判断条件を満たさないものの、救済を必要とする方々を水俣病患者として受け止め、『あたり限りすべて』の救済を図るものでした。」

26

1 水俣病

平成27年(2015年)9月8日 火曜日

熊本県 30人の申請を棄却

再開審査会 新通知で初

【熊本県】水俣病認定審査会が、2015年9月7日、公健法に基づく水俣病審査会の答申に沿って、39人中30人を「棄却」、残り9人のうち5人「保留」、残り4人は国の臨時水俣病認定審査会に移行して「棄却」した。約2年4ヶ月にわたり熊本県の認定審査業務を休止していた。→「環境省と国の公害健康被害補償不服審査会との判断が食い違う」→今年7月「国の考え方の整合がとれ、最高裁判決を最大限尊重する認定行政ができる」

出典：2015年9月8日「熊本日日新聞」朝刊、1面

・熊本県、2015年9月7日公健法に基づく水俣病審査会の答申に沿って

①39人中30人を「棄却」

②残り9人のうち5人「保留」

③残り4人は国の臨時水俣病認定審査会に移行して「棄却」

・約2年4ヶ月にわたり熊本県の認定審査業務を休止していた

→「環境省と国の公害健康被害補償不服審査会との判断が食い違う」

→今年7月「国の考え方の整合がとれ、最高裁判決を最大限尊重する認定行政ができる」

芦北町女島の行政的水俣病の状況

- ・点線の地域を調査
- ・36世帯をマッピング
- 赤：4親等以内に認定患者がいる世帯
- 青：認定患者いないが何らかの有機水銀の影響がある人がいる世帯

出典：熊本県芦北町：芦北町基本図13・17,2005、認定患者名簿、聞き取りより作成

28

津奈木町の行政的水俣病の状況

出典：『水俣・津奈木住宅地図』中央出版社、30p、認定患者名簿、聞き取りより作成

29

16歳 . 2014年(平成26年) 6月8日 日曜日

金銭欲しいのか

水俣市立水俣病資料館の語り部の会長(56歳)の自宅に差別電話。会長は、2007年3月に水俣病認定。認定されるのに10年かかった。

「被害者のふりをして」「いつまであんたどま騒ぐとか」

今なお続く差別

水俣市立水俣病資料館の語り部の会長(56歳)の自宅に差別電話。

会長は、2007年3月に水俣病認定。認定されるのに10年かかった。

「被害者のふりをして」「いつまであんたどま騒ぐとか」

出典：「西日本新聞」2014年6月8日、朝刊、33面

水俣病特措法救済 300人が一時金辞退 チッソに氏名通知懸念か

被害者手帳の一時金を選択する時にチッソに個人情報伝わるのを危惧する実態

水俣病特措法救済 300人が一時金辞退 チッソに氏名通知懸念か

被害者手帳の一時金を選択する時にチッソに個人情報伝わるのを危惧する実態

出典：2014年9月7日「朝日新聞」朝刊、34面

水俣病が公式に確認され来年で60年目

まだ、水俣病がどんな病気なのか

まだ、どの年代まで被害がでているのか

→汚染がいつまで続いていたか

まだ、どの地域まで被害がでているか

まだ、被害を言い出せない人たちがいる

出典：溝口秋生さん書



次回10月8日の水俣学講義

「フクシマからミナマタを考える」

山田 真（やまだ・まこと）先生
八王子中央診療所理事長・小児科医

熊本学園大学
KUMAMOTO GAKUEN UNIVERSITY
熊本学園大学

くまがく
くまがく